

改正

平成18年5月25日告示第141号

平成20年8月25日告示第244号

平成21年1月27日告示第9号

平成22年3月23日告示第68号

平成28年11月1日告示第251号

競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

1 競争入札参加資格（以下第1において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

（1）建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をしていること。

（2）事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたものをいう。以下同じ。）の場合は、（1）のほかに経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。

（3）共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが（1）の要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。

（4）雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

（資格審査）

2 資格審査は、原則として定期の資格審査を西暦奇数年に1回行うものとする。ただし、市長が

必要と認めるときは、追加の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

- 3 資格審査の申請をしようとする者（以下第1において「申請者」という。）は、建設工事入札参加資格審査申請書等（以下第1において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定)

- 4 資格は、申請書等に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別及び市が定める上下水道工事ごとに認定する。

(資格審査の項目)

- 5 資格審査は、下表のとおり行う。

審査項目\工事種別	土木一式工事	建築一式工事	その他工事
客観的事項（経営事項審査の各項目）	○	○	○
主観的事項（工事成績）	○	○	

注 ○は、審査項目である。

(適用除外)

- 6 4の規定のうち等級区分は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する工事については適用しない。

- (1) 災害復旧工事等
- (2) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
- (3) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
- (4) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (5) 特別な理由により、緊急に施工を要する工事

(資格の有効期間)

- 7 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の西暦奇数年に行う定期の資格審査に基づく資格の認定の日までとする。

(通知)

- 8 市長は、資格を認定したときは、その旨を申請者に建設工事入札参加資格認定通知書（様式第1号）により通知するものとする。ただし、認定の通知は、原則として市内業者について行う。

(廃業等の届出)

9 申請書等を提出した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更等の届出)

10 申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（請負契約に関する権限を委任している場合）

(資格の認定の取消し等)

11 市長は、有資格業者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第12条各号のいずれかに掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当することとなった者
- (2) 法第3条第3項の規定により、その許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第29条の規定により、建設業の許可を取り消された者
- (4) 法第27条の23の規定による経営事項審査の有効期限が経過した者

第2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

1 競争入札参加資格（以下第2において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当する者

(2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者

(資格審査)

2 資格審査は、原則として定期の資格審査を西暦偶数年に1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、追加の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者（以下第2において「申請者」という。）は、建設業関連業務委託入札参加資格審査申請書等（以下第2において「申請書等」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(業種区分)

4 資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

(1) 測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第2において「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(資格の認定)

5 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

(1) 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日から遡って2年の業種区分別の年間平均実績高

(2) 自己資本の額

(3) 職員の数

(4) 営業年数

(資格の有効期間)

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の西暦偶数年に行う定期の資格審査に基づく資格の認定の日までとする。

(通知)

7 市長は、資格を認定したときは、その旨を申請者に建設業関連業務委託入札参加資格認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、認定の通知は、原則として市内業者について行う。

（廃業等の届出）

8 申請書等を提出した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- （1） 死亡したとき その相続人
- （2） 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- （3） 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- （4） 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- （5） 廃業したとき 本人又は役員

（変更等の届出）

9 申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- （1） 商号又は名称
- （2） 住所及び電話番号
- （3） 代表者
- （4） 登録等を受けている事業
- （5） 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- （6） 営業所等の名称、所在地、電話番号及び代理人（委託契約に関する権限を委任している場合）

（資格の認定の取消し等）

10 市長は、有資格業者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

- （1） 施行令第167条の4及び第167条の11第1項に該当する者
- （2） 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者
- （3） 死亡した者（個人）
- （4） 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- （5） 廃業した法人又は個人

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の競争入札に参加する者に必要な資格（平成10年磐田市告示第74号）、競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年福田町告示第1号）、竜洋町建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める要綱（平成16年竜洋町要綱第13号）、豊田町建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める要綱（平成16年豊田町告示第12号）又は豊岡村建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める要綱（平成8年豊岡村要綱第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年5月25日告示第141号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年8月25日告示第244号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年1月27日告示第9号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第68号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日告示第251号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成29年4月1日以降に有効となる市が発注する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格の審査について適用し、同日前に有効となる建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。